平成２１年（フ）第２８５３号
名古屋市中村区郷前町２丁目24番地の１
債務者　佐伯　彰弘
１　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　石川　真司
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月22日午前10時45分
５　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７２９号
和歌山県岩出市根来104番地の23、住民票上の住所大阪府泉佐野市下瓦屋468番地　第３亀井マンション101
債務者　山本こと　鶴田　勝夫
１　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山﨑　和友
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月26日午前11時
５　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第１号
宮崎県日向市向江町１丁目102番地
債務者　吉田　美保
１　決定年月日時　平成22年１月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　渡辺　純一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月16日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第３６４８号
横浜市鶴見区上末吉５丁目21番14号
債務者　髙橋　智代
１　決定年月日時　平成22年１月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　望月　孝礼
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月21日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第３２６３号
名古屋市中村区稲西町149番地の２
債務者　清水　節生
１　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３４２３号
名古屋市守山区緑ヶ丘1010番地　緑ケ丘荘５棟210号
債務者　加藤　　正
１　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７９号
山口県萩市大字椿東2572番地　メゾン美萩123号、前住所山口県萩市大字江向265番地３
債務者　古田　政章
１　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２１年（フ）第１２１号
北海道北見市緑町１丁目７番７号
債務者　尾上　正憲
１　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２１年（フ）第１６９号
青森県三沢市岡三沢８丁目131番地　日建ホーム温泉前２号
債務者　竹内　　珠
１　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２１年（フ）第１７０号
青森県十和田市大字奥瀬字大畑野31番地14
債務者　橋端カツヱ
１　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２１年（フ）第１０１６号
千葉市稲毛区千草台１丁目１番23棟401号
債務者　山田　康幸
１　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１２５１号
千葉県八千代市村上1113番地１　１街区32棟110号
債務者　酒井カツ子（旧姓菊地）
１　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第３１５１号
愛知県小牧市光ケ丘１丁目１番地　アクシス光ケ丘４号棟704号
債務者　西本　　薫
１　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３３２６号
名古屋市西区清里町69番地の88　市営比良荘中３棟1304号
債務者　片上さおり
１　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３４９９号
愛知県瀬戸市東菱野町45番地　コーポヒシノ101
債務者　片桐美貴子
１　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３６２１号
名古屋市中村区佐古前町16番43号　アヴェニール本陣1002号
債務者　小田　絵夢（旧姓山川）
１　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３７４５号
名古屋市北区上飯田西町３丁目13番地　グランコート上飯田1502号
債務者　森コリナこと　ＭＯＲＩ　ＣＯＲＩＮＡ　ＪＡＤＥＡＲ
１　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部